



大阪労働局発表
令和元年 7月22日

【照会先】
大阪労働局労働基準部労災補償課
(電話)06(6949)6507

平成30年度「過労死等の労災補償状況」について

～精神障害の請求件数は180件と依然高水準で推移～

大阪労働局（局長 井上 真）は、平成30年度の過労死等^(※1)の労災請求件数や支給決定件数^(※2)等を取りまとめましたので公表します。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数 90件（前年度比 - 33件）

支給決定件数 37件（前年度比 + 11件） うち死亡は11件（前年度比 + 6件）

2 精神障害の労災補償状況

請求件数 180件（前年度比 + 18件）

支給決定件数 30件（前年度比 - 4件） うち未遂を含む自殺は7件（前年度比 - 2件）

(※1) 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

(※2) 支給決定件数は、平成30年度中に「業務上」と認定した件数で、平成30年度以前に請求があったものを含みます。

詳細は次頁以降をご覧ください。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(1) 業種別【表1-2】

- ・ 請求件数は「運輸業、郵便業」19件、「製造業」13件、「宿泊業、飲食サービス業」12件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「運輸業・郵便業」14件、「宿泊業、飲食サービス業」7件、「製造業」6件の順に多い。

(2) 職種別【表1-3】

- ・ 請求件数は「サービス職業従事者」23件、「輸送・機械運転従事者」19件、「生産工程従事者」10件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」13件、「サービス職業従事者」7件、「生産工程従事者」4件の順に多い。

(3) 年齢別【表1-4】

- ・ 請求件数は「50～59歳」38件、「60歳以上」24件、「40～49歳」23件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「50～59歳」15件、「40～49歳」12件、「60歳以上」7件の順に多い。

(4) 時間外労働時間別（1か月または2～6か月における1か月平均）【表1-5】

支給決定件数は「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」8件が最も多い。

また、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「80時間以上～100時間未満」13件が最も多い。

2 精神障害の労災補償状況

(1) 業種別【表2-2】

- ・ 請求件数は「医療・福祉」32件、「製造業」29件、「運輸業、郵便業」及び「卸売・小売業」28件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「卸売・小売業」5件、「製造業」及び「建設業」4件の順に多い。

(2) 職種別【表2-3】

- ・ 請求件数は「専門的・技術的職業従事者」50件、「事務従事者」49件、「販売従事者」23件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」12件、「販売従事者」5件の順に多い。

(3) 年齢別【表2-4】

- ・ 請求件数は「40～49歳」65件、「30～39歳」51件、「50～59歳」32件の順に多い。
- ・ 支給決定件数では「30～39歳」9件、「40～49歳」8件の順に多い。

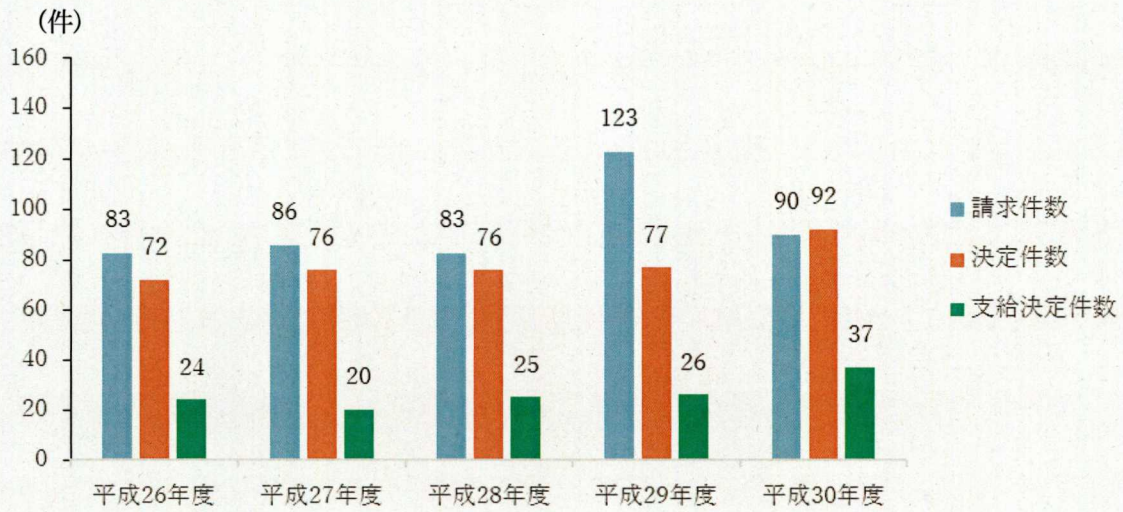
(4) 時間外労働時間別（1か月平均）【表2-5】

- ・ 支給決定件数は「20時間未満」が8件で最も多く、「100時間以上～120時間未満」及び「160時間以上」5件の順に多い。

(5) 出来事別【表2-7】

支給決定件数は「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」6件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」及び「特別な出来事」5件の順に多い。

脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

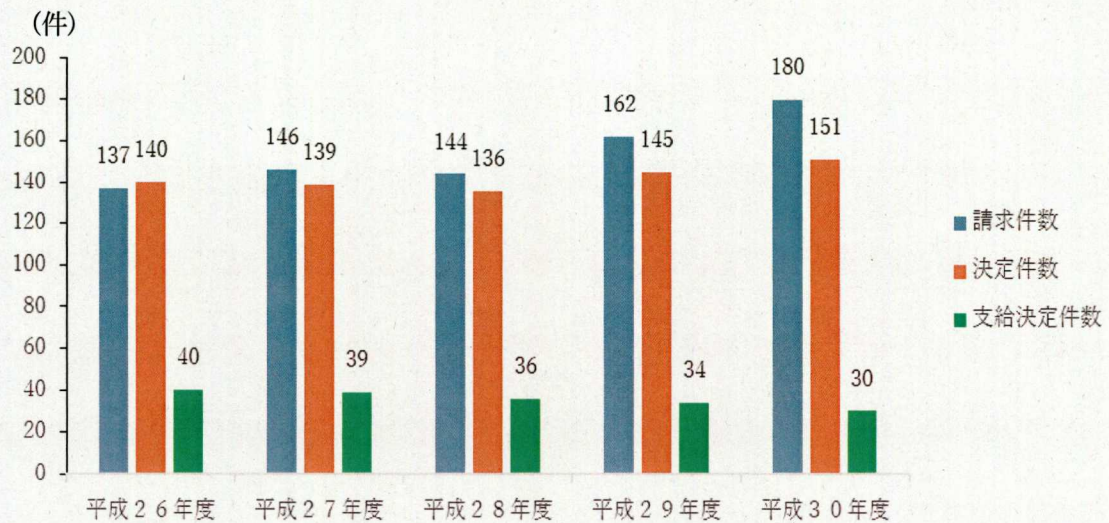


表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分	年度	全国					大阪				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
脳・心臓疾患	請求件数	763	795 (83)	825 (91)	840 (120)	877(118)	83	86 (13)	83 (16)	123 (18)	90(12)
	決定件数	637	671 (68)	680 (71)	664 (95)	689(82)	72	76 (12)	76 (11)	77 (17)	92(10)
	うち支給決定件数 【認定率】	277 【43. 5%】	251 (11) 【37. 4%】 (16. 2%)	260 (12) 【38. 2%】 (16. 9%)	253 (17) 【38. 1%】 (17. 9%)	238(9) 【34. 5%】 (11. 0%)	24	20 (4) 【26. 3%】 (33. 3%)	25 (2) 【32. 9%】 (18. 2%)	26 (3) 【33. 8%】 (17. 6%)	37(2) 【40. 2%】 (20. 0%)
うち死亡	請求件数	242	283 (18)	261 (14)	241 (18)	254(18)	15	29 (2)	18 (2)	18 (1)	21(2)
	決定件数	245	246 (14)	253 (16)	236 (20)	217(15)	17	20 (1)	25 (1)	14 (3)	20(1)
	うち支給決定件数 【認定率】	121 【49. 4%】	96 (1) 【39. 0%】 (7. 1%)	107 (3) 【42. 3%】 (18. 8%)	92 (2) 【39. 0%】 (10. 0%)	82(2) 【37. 8%】 (13. 3%)	8	3 (0) 【15. 0%】 (0%)	10 (0) 【40. 0%】 (0%)	5 (0) 【35. 7%】 (0%)	11(1) 【55. 0%】 (100. 0%)

注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した件数である。
 5 ()内は女性の件数で、内数は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種	平成29年度						平成30年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業・採石業・採砂業	5(1) <0(0)>	6(1) <2(0)>	3(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	12(4) <4(2)>	8(4) <2(2)>	4(1) <1(1)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>
製造業	110(11) <38(3)>	81(9) <39(4)>	24(1) <14(0)>	16(0) <3(0)>	11(1) <3(1)>	2(0) <1(0)>	105(11) <41(1)>	99(8) <32(0)>	28(0) <9(0)>	13(1) <4(0)>	16(1) <3(0)>	6(0) <0(0)>
建設業	112(1) <30(0)>	67(0) <24(0)>	17(0) <6(0)>	14(0) <3(0)>	8(0) <1(0)>	5(0) <1(0)>	99(1) <37(0)>	80(0) <33(0)>	14(0) <8(0)>	6(0) <3(0)>	8(0) <4(0)>	1(0) <1(0)>
運輸業、郵便業	188(7) <64(1)>	174(3) <72(2)>	99(1) <40(1)>	26(1) <4(1)>	15(1) <4(1)>	6(0) <0(0)>	197(4) <56(0)>	174(4) <52(0)>	94(1) <31(0)>	19(0) <7(0)>	21(0) <6(0)>	14(0) <5(0)>
卸売・小売業	115(29) <41(5)>	90(23) <35(5)>	35(4) <15(1)>	14(3) <3(0)>	6(1) <1(0)>	3(0) <1(0)>	111(16) <30(1)>	78(17) <29(2)>	24(3) <9(0)>	10(1) <2(0)>	11(2) <2(0)>	5(0) <2(0)>
金融業・保険業	10(3) <2(0)>	8(3) <1(0)>	0(0) <0(0)>	2(1) <1(0)>	2(1) <1(0)>	0(0) <0(0)>	9(1) <4(0)>	3(0) <2(0)>	1(0) <1(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>
教育、学習支援業	15(3) <2(0)>	11(1) <2(0)>	3(0) <1(0)>	3(2) <0(0)>	1(1) <0(0)>	0(0) <0(0)>	20(5) <6(0)>	8(1) <4(0)>	2(0) <2(0)>	3(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>
医療、福祉	43(26) <6(5)>	38(21) <7(3)>	2(2) <0(0)>	8(5) <0(0)>	10(8) <0(0)>	1(1) <0(0)>	62(34) <13(7)>	43(24) <9(6)>	6(2) <1(0)>	6(3) <0(0)>	4(3) <0(0)>	1(1) <0(0)>
情報通信業	26(2) <10(0)>	16(1) <8(0)>	6(1) <2(0)>	7(0) <1(0)>	2(0) <0(0)>	1(0) <0(0)>	24(1) <9(1)>	29(1) <15(1)>	4(0) <2(0)>	1(0) <0(0)>	4(0) <1(0)>	0(0) <0(0)>
宿泊業、飲食サービス業	61(11) <8(1)>	49(11) <5(0)>	28(5) <3(0)>	8(3) <1(0)>	5(0) <1(0)>	5(0) <1(0)>	76(20) <18(4)>	57(11) <8(2)>	32(1) <6(1)>	12(2) <1(1)>	11(2) <1(1)>	7(1) <1(1)>
その他の事業(上記以外の事業)	155(26) <40(3)>	124(22) <41(6)>	36(3) <11(0)>	25(3) <2(0)>	17(4) <3(1)>	3(2) <1(0)>	162(21) <36(2)>	110(12) <31(2)>	29(1) <12(0)>	20(5) <4(1)>	17(2) <3(0)>	3(0) <2(0)>
合計	840(120) <241(18)>	664(95) <236(20)>	253(17) <92(2)>	123(18) <18(1)>	77(17) <14(3)>	26(3) <5(0)>	877(118) <254(18)>	689(92) <217(15)>	238(9) <82(2)>	90(12) <21(2)>	92(10) <20(1)>	37(2) <11(1)>

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種	平成29年度											平成30年度																										
	全国					大阪					全国					大阪																						
	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数																				
専門的・技術的職業従事者	98(13) <30(0)>	77(10) <33(1)>	25(2) <9(0)>	25(4) <5(0)>	18(4) <4(0)>	8(1) <2(0)>	102(17) <30(4)>	80(12) <29(2)>	21(1) <11(0)>	7(0) <1(0)>	10(0) <2(0)>	3(0) <1(0)>	53(3) <19(0)>	48(1) <18(0)>	22(1) <10(0)>	2(0) <0(0)>	62(5) <25(0)>	50(4) <22(0)>	20(1) <12(0)>	5(1) <3(0)>	2(1) <1(0)>	1(1) <0(0)>	65(17) <15(3)>	44(13) <13(4)>	15(1) <5(0)>	8(4) <0(0)>	4(3) <1(1)>	0(0) <0(0)>	74(15) <20(2)>	41(10) <15(2)>	15(1) <7(0)>	8(0) <3(0)>	4(1) <2(0)>	3(0) <2(0)>				
管理的職業従事者	98(17) <38(4)>	74(16) <31(4)>	29(3) <12(1)>	10(1) <4(0)>	5(1) <1(0)>	2(0) <1(0)>	87(13) <27(0)>	66(7) <31(1)>	15(1) <6(0)>	4(1) <1(0)>	7(1) <4(0)>	3(0) <2(0)>	95(40) <19(7)>	85(30) <15(3)>	36(8) <3(0)>	13(7) <1(0)>	115(39) <25(8)>	83(26) <16(7)>	33(2) <6(1)>	23(7) <1(1)>	18(5) <1(1)>	7(1) <1(1)>	98(17) <38(4)>	74(16) <31(4)>	29(3) <12(1)>	10(1) <4(0)>	5(1) <1(0)>	2(0) <1(0)>	87(13) <27(0)>	66(7) <31(1)>	15(1) <6(0)>	4(1) <1(0)>	7(1) <4(0)>	3(0) <2(0)>				
事務従事者	169(1) <55(0)>	156(1) <61(1)>	89(1) <35(1)>	25(0) <3(0)>	15(0) <3(0)>	6(0) <0(0)>	182(0) <53(0)>	153(1) <42(0)>	88(1) <25(0)>	19(0) <7(0)>	20(0) <6(0)>	13(0) <4(0)>	68(10) <21(2)>	46(9) <20(2)>	10(1) <6(0)>	13(0) <1(0)>	65(11) <22(1)>	63(9) <16(0)>	14(0) <4(0)>	10(1) <1(0)>	13(1) <1(0)>	4(0) <0(0)>	59(16) <17(2)>	46(14) <18(5)>	6(0) <4(0)>	9(2) <2(1)>	8(3) <3(2)>	1(0) <0(0)>	69(13) <19(1)>	59(9) <20(1)>	14(1) <5(0)>	4(2) <1(1)>	6(1) <0(0)>	1(0) <0(0)>				
販売従事者	81(1) <18(0)>	45(0) <14(0)>	7(0) <4(0)>	9(0) <2(0)>	4(0) <1(0)>	1(0) <1(0)>	66(0) <20(0)>	55(0) <15(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	0(0) <0(0)>	81(1) <18(0)>	45(0) <14(0)>	7(0) <4(0)>	9(0) <2(0)>	66(0) <20(0)>	55(0) <15(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	0(0) <0(0)>	建設・採掘従事者	81(1) <18(0)>	45(0) <14(0)>	7(0) <4(0)>	9(0) <2(0)>	4(0) <1(0)>	1(0) <1(0)>	66(0) <20(0)>	55(0) <15(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	4(0) <1(0)>	0(0) <0(0)>			
生産工程従事者	54(2) <9(0)>	43(1) <13(0)>	14(0) <4(0)>	9(0) <0(0)>	4(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	55(5) <13(2)>	39(4) <11(2)>	14(1) <5(1)>	6(0) <2(0)>	8(0) <2(0)>	2(0) <1(0)>	運輸・機械運転従事者	54(2) <9(0)>	43(1) <13(0)>	14(0) <4(0)>	9(0) <0(0)>	4(0) <0(0)>	55(5) <13(2)>	39(4) <11(2)>	14(1) <5(1)>	6(0) <2(0)>	8(0) <2(0)>	2(0) <1(0)>	169(1) <55(0)>	156(1) <61(1)>	89(1) <35(1)>	25(0) <3(0)>	15(0) <3(0)>	6(0) <0(0)>	182(0) <53(0)>	153(1) <42(0)>	88(1) <25(0)>	19(0) <7(0)>	20(0) <6(0)>	13(0) <4(0)>		
運搬・清掃・包装等従事者	840(120) <241(18)>	664(95) <236(20)>	253(17) <92(2)>	123(18) <18(1)>	77(17) <14(3)>	26(3) <5(0)>	877(118) <254(18)>	689(82) <217(15)>	238(9) <82(2)>	90(12) <21(2)>	92(10) <20(1)>	37(2) <11(1)>	建設・採掘従事者	840(120) <241(18)>	664(95) <236(20)>	253(17) <92(2)>	123(18) <18(1)>	77(17) <14(3)>	26(3) <5(0)>	877(118) <254(18)>	689(82) <217(15)>	238(9) <82(2)>	90(12) <21(2)>	92(10) <20(1)>	37(2) <11(1)>	合計	840(120) <241(18)>	664(95) <236(20)>	253(17) <92(2)>	123(18) <18(1)>	77(17) <14(3)>	26(3) <5(0)>	877(118) <254(18)>	689(82) <217(15)>	238(9) <82(2)>	90(12) <21(2)>	92(10) <20(1)>	37(2) <11(1)>

注1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年 度	平成29年度										平成30年度									
	全 国					大 阪					全 国					大 阪				
	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数	請求件数	決定件数	支給決定件数		
年 齢																				
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
20～29歳	17 (2)	13 (2)	7 (0)	3 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	11 (1)	4 (0)	14 (1)	8 (0)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	
30～39歳	64 (7)	55 (6)	24 (0)	24 (0)	13 (0)	9 (2)	3 (0)	6 (2)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	56 (6)	20 (0)	45 (5)	20 (1)	20 (1)	7 (0)	3 (0)	0 (0)	
40～49歳	230 (29)	207 (25)	92 (10)	97 (6)	41 (2)	30 (4)	6 (1)	18 (4)	5 (2)	9 (0)	2 (0)	246 (30)	80 (7)	206 (20)	75 (6)	85 (4)	27 (0)	5 (0)	22 (2)	
50～59歳	290 (36)	230 (30)	69 (6)	97 (5)	29 (0)	46 (5)	6 (0)	26 (3)	3 (0)	12 (1)	2 (0)	297 (33)	83 (3)	214 (20)	61 (2)	88 (0)	33 (0)	10 (0)	40 (3)	
60歳以上	239 (46)	159 (32)	44 (4)	32 (5)	7 (0)	36 (7)	3 (0)	25 (7)	4 (1)	2 (1)	0 (0)	267 (48)	67 (8)	210 (36)	53 (6)	41 (3)	14 (2)	5 (2)	26 (5)	
合 計	840 (120)	664 (95)	236 (20)	253 (17)	92 (2)	123 (18)	18 (1)	77 (17)	14 (3)	26 (3)	5 (0)	877 (118)	254 (18)	689 (82)	217 (15)	238 (9)	82 (2)	90 (12)	92 (10)	

()内は女性の件数で、内数である。

表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

年度 区分	平成29年度						平成30年度																	
	全国			大阪			全国			大阪														
	評価期間 1ヶ月	評価期間 2～6ヶ月	合計	評価期間 1ヶ月	評価期間 2～6ヶ月	合計	評価期間 1ヶ月	評価期間 2～6ヶ月	合計	評価期間 1ヶ月	評価期間 2～6ヶ月	合計												
	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡	うち 死亡												
45 時間未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)									
45 時間以上～60 時間未満	0(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)									
60 時間以上～80 時間未満	0(0)	11(1)	11(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)									
80 時間以上～100 時間未満	5(0)	96(6)	101(6)	0(0)	11(1)	11(1)	3(0)	11(1)	3(0)	11(1)	3(0)	3(0)	1(0)	85(0)	27(0)	88(0)	28(0)							
100 時間以上～120 時間未満	42(3)	15(0)	34(1)	11(1)	76(4)	26(1)	5(2)	0(0)	3(0)	0(0)	8(2)	0(0)	41(5)	17(0)	13(1)	7(0)	54(6)	24(0)						
120 時間以上～140 時間未満	14(2)	6(0)	9(0)	5(0)	23(2)	11(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	22(1)	3(1)	8(0)	3(0)	30(1)	6(1)	6(1)	1(1)	1(0)	7(1)	2(1)	
140 時間以上～160 時間未満	13(0)	5(0)	3(0)	1(0)	16(0)	6(0)	3(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	16(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	17(0)	5(0)	3(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)
160 時間以上	17(4)	3(0)	3(0)	0(0)	20(4)	3(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	18(1)	9(1)	1(0)	1(0)	19(1)	10(1)	19(1)	4(0)	2(0)	0(0)	4(0)	2(0)
合計	91(9)	30(0)	158(8)	60(2)	249 (17)	90(2)	12(2)	2(0)	14(1)	3(0)	26(3)	5(0)	100(7)	34(2)	123(2)	46(0)	223 (9)	80(2)	21(1)	7(1)	15(1)	4(0)	36(2)	11(1)

注1 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
 注2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-6 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

年度 区分	平成29年度						平成30年度								
	全国			大阪			全国			大阪					
	決定件数		うち支給決定件数	決定件数		うち支給決定件数	決定件数		うち支給決定件数	決定件数		うち支給決定件数			
	うち死亡	死亡	うち死亡	死亡	うち死亡	死亡	うち死亡	死亡	うち死亡	死亡	うち死亡				
正規職員・従業員	552 (49)	211 (11)	241 (14)	90 (2)	60 (10)	25 (3)	5 (0)	555 (52)	187 (8)	212 (7)	72 (1)	73 (7)	18 (1)	36 (2)	11 (1)
契約社員	19 (7)	4 (2)	4 (0)	0 (0)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	15 (2)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
派遣労働者	12 (4)	3 (1)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (3)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
パート・アルバイト	52 (32)	10 (4)	3 (2)	0 (0)	8 (2)	2 (1)	0 (0)	59 (22)	16 (5)	11 (1)	4 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他(特別加入者等)	29 (3)	8 (2)	2 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (1)	0 (0)	50 (3)	8 (1)	9 (1)	4 (1)	9 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合計	664 (95)	236 (20)	253 (17)	92 (2)	77 (17)	26 (3)	5 (0)	689 (82)	217 (15)	238 (9)	82 (2)	92 (10)	20 (1)	37 (2)	11 (1)

注1 就労形態の区分は以下のとおりである。

・正規職員・従業員：一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者

・契約社員：専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者

・派遣労働者：労働者派遣法に基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者

・パート・アルバイト：就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者

注2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-1 精神障害の労災補償状況

区分	年度	全国					大阪				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
精神障害等	請求件数	1,456	1,515(574)	1,586(627)	1,732(689)	1,820(788)	137	146(64)	144(58)	162(63)	180(81)
	決定件数	1,307	1,306(492)	1,355(497)	1,545(605)	1,461(582)	140	139(54)	136(54)	145(59)	151(61)
	うち支給決定件数	497	472(146)	498(168)	506(160)	465(163)	40	39(15)	36(13)	34(6)	30(5)
	【認定率】	【38.0%】	【36.1%】 (29.7%)	【36.8%】 (33.8%)	【32.8%】 (26.4%)	【31.8%】 (28.0%)	【28.5%】	【28.1%】 (27.8%)	【26.5%】 (24.1%)	【23.4%】 (10.2%)	【19.9%】 (8.2%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	213	199(15)	198(18)	221(14)	200(22)	8	15(2)	22(2)	25(4)	18(2)
	決定件数	210	205(16)	176(14)	208(14)	199(21)	19	14(3)	17(2)	24(3)	20(3)
	うち支給決定件数	99	93(5)	84(2)	98(4)	76(4)	7	4(2)	5(0)	9(0)	7(0)
	【認定率】	【47.1%】	【45.4%】 (31.3%)	【47.7%】 (14.3%)	【47.1%】 (28.6%)	【38.2%】 (19.0%)	【36.8%】	【28.6%】 (66.7%)	【29.4%】 (0.00%)	【37.5%】 (0.00%)	【35.0%】 (0.00%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害者について集計したものである。
- 注 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 注 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 注 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
- 注 5 自殺は、未遂を含む件数である。
- 注 6 平成27年度以降の()内は女性の件数で、内数である。

表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成29年度						平成30年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業	10(1) <1(0)>	8(3) <1(0)>	3(1) <0(0)>	1(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	9(4) <2(1)>	10(2) <2(1)>	2(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>	1(0) <0(0)>	0(0) <0(0)>
製造業	308(67) <49(3)>	286(77) <49(2)>	87(15) <24(0)>	28(5) <6(1)>	25(8) <5(1)>	6(1) <3(0)>	302(77) <43(2)>	253(52) <44(1)>	82(18) <16(0)>	29(9) <2(0)>	28(6) <3(0)>	4(0) <1(0)>
建設業	114(11) <31(0)>	116(9) <31(0)>	51(1) <21(0)>	11(0) <5(0)>	9(0) <4(0)>	4(0) <3(0)>	129(13) <29(0)>	107(12) <24(0)>	45(1) <11(0)>	6(0) <2(0)>	11(0) <4(0)>	4(0) <1(0)>
運輸業、郵便業	161(31) <21(3)>	146(29) <16(0)>	62(6) <8(0)>	22(5) <1(0)>	19(4) <2(0)>	6(0) <1(0)>	181(49) <18(0)>	142(30) <25(3)>	51(7) <7(1)>	28(7) <2(0)>	20(6) <2(0)>	3(0) <1(0)>
卸売・小売業	232(103) <29(1)>	196(74) <28(2)>	65(22) <11(1)>	25(7) <3(0)>	21(7) <4(1)>	7(1) <1(0)>	256(127) <27(0)>	199(91) <23(1)>	68(25) <15(0)>	28(13) <5(0)>	20(9) <2(0)>	5(2) <1(0)>
金融業・保険業	63(27) <13(1)>	55(21) <10(2)>	10(2) <3(0)>	4(4) <1(1)>	4(4) <0(0)>	0(0) <0(0)>	59(37) <6(1)>	46(26) <9(1)>	8(6) <1(0)>	5(5) <1(1)>	2(2) <1(1)>	0(0) <0(0)>
教育、学習支援業	51(28) <3(1)>	47(22) <4(0)>	8(5) <0(0)>	8(5) <1(0)>	7(5) <2(0)>	0(0) <0(0)>	59(32) <4(1)>	50(28) <6(2)>	13(8) <2(0)>	8(3) <1(0)>	9(4) <1(0)>	2(0) <1(0)>
医療、福祉	313(228) <16(5)>	266(200) <15(4)>	82(60) <7(2)>	26(20) <3(2)>	23(19) <3(1)>	3(3) <0(0)>	320(240) <15(8)>	255(188) <14(6)>	70(54) <4(2)>	32(24) <0(0)>	23(18) <1(1)>	3(2) <0(0)>
情報通信業	111(34) <11(0)>	97(30) <10(1)>	34(10) <4(0)>	12(5) <1(0)>	11(2) <1(0)>	2(0) <1(0)>	93(35) <12(3)>	81(28) <12(2)>	23(10) <4(0)>	6(3) <2(1)>	8(4) <3(1)>	2(1) <1(0)>
宿泊業、飲食サービス業	74(35) <11(0)>	71(36) <10(1)>	33(11) <5(0)>	2(1) <1(0)>	6(1) <1(0)>	3(0) <0(0)>	91(38) <8(2)>	65(29) <9(1)>	27(10) <6(1)>	7(2) <1(0)>	6(2) <1(0)>	3(0) <1(0)>
その他の事業(上記以外の事業)	295(124) <36(0)>	257(104) <34(2)>	71(27) <15(1)>	23(11) <3(0)>	20(9) <2(0)>	3(1) <0(0)>	321(136) <36(4)>	253(96) <31(3)>	76(24) <10(0)>	31(15) <2(0)>	23(10) <2(0)>	4(0) <0(0)>
合計	1732(689) <221(14)>	1545(605) <208(14)>	506(160) <98(4)>	162(63) <25(4)>	145(59) <24(3)>	34(6) <9(0)>	1820(788) <200(22)>	1461(582) <199(21)>	465(163) <76(4)>	180(81) <18(2)>	151(61) <20(3)>	30(5) <7(0)>

注1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

注2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

注3 ()内は女性の件数で、内数である。

注4 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種	平成29年度						平成30年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	429 (198) <62(6)>	360 (164) <53(4)>	130 (55) <29(2)>	44 (20) <7(2)>	32 (16) <4(0)>	7 (3) <2(0)>	457 (225) <64(7)>	361 (167) <59(7)>	118 (49) <23(2)>	50 (27) <5(0)>	47 (24) <9(2)>	12 (2) <3(0)>
管理的職業従事者	80 (12) <18(0)>	90 (11) <25(0)>	40 (1) <17(0)>	10 (2) <1(0)>	19 (2) <5(0)>	7 (0) <2(0)>	84 (18) <19(0)>	80 (20) <14(0)>	34 (8) <10(0)>	8 (2) <3(0)>	6 (2) <1(0)>	3 (0) <1(0)>
事務従事者	329 (190) <28(5)>	300 (159) <29(2)>	66 (33) <11(0)>	26 (17) <3(1)>	21 (15) <3(1)>	0 (0) <0(0)>	392 (220) <39(7)>	277 (161) <35(8)>	59 (32) <11(1)>	49 (25) <6(1)>	26 (14) <2(0)>	2 (1) <0(0)>
販売従事者	225 (89) <38(1)>	187 (69) <33(5)>	50 (16) <13(2)>	28 (12) <4(0)>	25 (13) <4(1)>	7 (1) <2(0)>	221 (104) <25(1)>	199 (87) <27(2)>	62 (26) <10(0)>	23 (11) <2(1)>	25 (11) <3(1)>	5 (2) <1(0)>
サービス職業従事者	209 (121) <16(1)>	194 (125) <13(2)>	70 (40) <6(0)>	11 (6) <3(1)>	16 (8) <2(1)>	6 (2) <0(0)>	231 (129) <13(4)>	166 (92) <12(2)>	59 (31) <6(1)>	17 (7) <1(0)>	9 (4) <1(0)>	3 (0) <1(0)>
輸送・機械運転従事者	101 (10) <12(0)>	94 (10) <8(0)>	42 (2) <2(0)>	13 (2) <1(0)>	10 (1) <2(0)>	2 (0) <0(0)>	121 (19) <9(0)>	96 (6) <12(0)>	40 (0) <5(0)>	20 (3) <1(0)>	15 (2) <2(0)>	3 (0) <1(0)>
生産工程従事者	212 (51) <24(1)>	184 (51) <20(1)>	56 (10) <7(0)>	18 (2) <3(0)>	13 (3) <1(0)>	3 (0) <1(0)>	176 (43) <17(2)>	158 (27) <25(1)>	50 (11) <7(0)>	10 (4) <0(0)>	16 (2) <2(0)>	1 (0) <0(0)>
運搬・清掃・包装等従事者	60 (15) <3(0)>	51 (13) <6(0)>	13 (3) <1(0)>	5 (2) <0(0)>	3 (1) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	63 (24) <2(1)>	56 (18) <4(1)>	17 (5) <1(0)>	3 (2) <0(0)>	4 (2) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
建設・採掘従事者	65 (0) <17(0)>	68 (0) <19(0)>	36 (0) <12(0)>	5 (0) <2(0)>	4 (0) <2(0)>	2 (0) <2(0)>	57 (1) <8(0)>	50 (1) <9(0)>	20 (0) <3(0)>	0 (0) <0(0)>	3 (0) <0(0)>	1 (0) <0(0)>
その他の職種 (上記以外の職種)	22 (3) <3(0)>	17 (3) <2(0)>	3 (0) <0(0)>	2 (0) <1(0)>	2 (0) <1(0)>	0 (0) <0(0)>	18 (5) <4(0)>	18 (3) <2(0)>	6 (1) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
合計	1732 (689) <221(14)>	1545 (605) <208(14)>	506 (160) <98(4)>	162 (63) <25(4)>	145 (59) <24(3)>	34 (6) <9(0)>	1820 (788) <200(22)>	1461 (582) <199(21)>	465 (163) <76(4)>	180 (81) <18(2)>	151 (61) <20(3)>	30 (5) <7(0)>

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 <>内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	平成29年度										平成30年度													
	全国					大阪					全国					大阪								
	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺	請求件数 うち自殺	決定件数 うち自殺	うち支給決定件数 うち自殺						
19歳以下	17 (8)	2 (0)	11 (5)	2 (0)	6 (2)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	14 (7)	1 (0)	14 (7)	1 (0)	5 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20~29歳	363 (172)	56 (7)	303 (145)	46 (5)	114 (53)	16 (1)	28 (12)	5 (2)	28 (15)	4 (2)	6 (3)	1 (0)	332 (168)	50 (9)	265 (118)	56 (7)	93 (40)	18 (1)	23 (13)	2 (0)	22 (11)	5 (2)	5 (2)	1 (0)
30~39歳	446 (169)	62 (3)	386 (133)	60 (4)	131 (38)	26 (2)	41 (12)	10 (2)	30 (8)	6 (1)	10 (1)	2 (0)	491 (231)	42 (6)	406 (174)	48 (6)	122 (49)	19 (0)	51 (24)	4 (0)	43 (20)	4 (1)	9 (0)	1 (0)
40~49歳	522 (204)	52 (4)	504 (194)	64 (3)	158 (43)	36 (0)	48 (21)	5 (0)	52 (17)	10 (0)	11 (2)	4 (0)	597 (228)	69 (4)	468 (182)	54 (7)	145 (45)	20 (2)	65 (30)	10 (2)	47 (21)	7 (1)	8 (2)	3 (0)
50~59歳	318 (115)	37 (0)	290 (111)	28 (1)	82 (20)	15 (1)	36 (16)	4 (0)	31 (18)	3 (0)	5 (0)	1 (0)	326 (127)	29 (2)	254 (85)	31 (0)	81 (22)	13 (0)	32 (11)	1 (0)	34 (7)	3 (0)	5 (1)	1 (0)
60歳以上	66 (21)	12 (0)	51 (17)	8 (1)	15 (4)	3 (0)	7 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	60 (27)	9 (1)	54 (16)	9 (1)	19 (4)	6 (1)	8 (3)	1 (0)	5 (2)	1 (0)	3 (0)	1 (0)
合計	1732 (689)	221 (14)	1545 (605)	208 (14)	506 (160)	98 (4)	162 (63)	25 (4)	145 (59)	24 (3)	34 (6)	9 (0)	1820 (788)	200 (22)	1461 (582)	199 (21)	465 (163)	76 (4)	180 (81)	18 (2)	151 (61)	20 (3)	30 (5)	7 (0)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度	平成29年度				平成30年度			
		全国		大阪		全国		大阪	
			うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)
20時間未満	75 (39)	7 (0)	4 (2)	1 (0)	82 (47)	8 (1)	8 (4)	1 (0)	
20時間以上～40時間未満	35 (10)	10 (1)	2 (0)	0 (0)	30 (15)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	
40時間以上～60時間未満	35 (9)	10 (1)	3 (0)	3 (0)	37 (11)	8 (1)	1 (0)	0 (0)	
60時間以上～80時間未満	33 (6)	10 (0)	1 (1)	0 (0)	27 (7)	6 (0)	1 (0)	1 (0)	
80時間以上～100時間未満	33 (5)	11 (1)	2 (0)	0 (0)	30 (6)	9 (1)	2 (0)	0 (0)	
100時間以上～120時間未満	41 (8)	12 (0)	4 (0)	2 (0)	61 (6)	16 (0)	5 (0)	2 (0)	
120時間以上～140時間未満	35 (4)	10 (0)	9 (1)	2 (0)	34 (7)	10 (1)	3 (0)	2 (0)	
140時間以上～160時間未満	26 (2)	9 (0)	4 (0)	1 (0)	17 (3)	5 (0)	2 (0)	0 (0)	
160時間以上	49 (9)	12 (1)	3 (1)	0 (0)	35 (4)	6 (0)	5 (0)	1 (0)	
その他	144 (68)	7 (0)	2 (1)	0 (0)	112 (57)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	
合計	506 (160)	98 (4)	34 (6)	9 (0)	465 (163)	76 (4)	30 (5)	7 (0)	

(注) 1 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

年度 区分	平成29年度						平成30年度									
	全国			大阪			全国			大阪						
	決定件数	うち支給決定件数		決定件数	うち支給決定件数		決定件数	うち支給決定件数		決定件数	うち支給決定件数					
	うち自殺	自殺	うち自殺	自殺	うち自殺	自殺	うち自殺	自殺	うち自殺	自殺	うち自殺	自殺				
正規職員・従業員	1286 (452)	188 (9)	459 (131)	95 (3)	120 (44)	21 (2)	33 (6)	9 (0)	1216 (435)	180 (17)	414 (135)	69 (3)	117 (38)	20 (3)	27 (4)	7 (0)
契約社員	77 (49)	8 (1)	18 (10)	2 (0)	5 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	73 (41)	5 (1)	9 (4)	3 (0)	11 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
派遣労働者	44 (17)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (24)	1 (0)	8 (4)	1 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
パート・アルバイト	106 (78)	7 (4)	19 (14)	1 (1)	10 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	105 (76)	7 (1)	24 (18)	2 (1)	14 (12)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
その他(特別加入者等)	32 (9)	5 (0)	6 (3)	0 (0)	6 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (6)	6 (2)	10 (2)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
合計	1545 (605)	208 (14)	506 (160)	98 (4)	145 (59)	24 (3)	34 (6)	9 (0)	1461 (582)	199 (21)	465 (163)	76 (4)	151 (61)	20 (3)	30 (5)	7 (0)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員：一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員：専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト：就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の類型	具体的な出来事	平成29年度(全国)				平成29年度(大阪)				平成30年度(全国)				平成30年度(大阪)				
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数		
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	86 (39)	4 (0)	26 (5)	2 (0)	9 (4)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	86 (25)	6 (1)	36 (5)	4 (0)	13 (4)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	99 (51)	1 (0)	63 (32)	1 (0)	5 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	92 (55)	0 (0)	56 (32)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	10 (2)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	24 (4)	11 (0)	8 (1)	6 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (5)	7 (1)	4 (0)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	5 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (4)	2 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	業務に関連し、違法行為を強要された	12 (7)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	達成困難なノルマが課された	13 (4)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (5)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	ノルマが達成できなかった	10 (4)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (3)	3 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	8 (3)	3 (0)	5 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (2)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	6 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	13 (4)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	顧客や取引先からクレームを受けた	34 (15)	4 (1)	4 (1)	1 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (12)	3 (1)	5 (3)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	上司が不在になることにより、その代行を任された	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	185 (54)	46 (2)	64 (13)	21 (1)	19 (9)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	181 (53)	35 (4)	69 (11)	14 (0)	23 (8)	5 (1)	5 (1)	2 (2)
		1か月に80時間以上の時間外労働を行った	61 (5)	15 (0)	41 (4)	10 (0)	14 (0)	3 (0)	10 (0)	1 (0)	68 (8)	21 (1)	45 (6)	14 (1)	9 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)
2週間以上にわたって連続勤務を行った		71 (8)	22 (0)	48 (6)	11 (0)	10 (1)	4 (0)	8 (1)	3 (0)	43 (7)	15 (1)	25 (5)	9 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	
勤務形態に変化があった		3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (3)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
仕事のペース、活動の変化があった		2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	34 (20)	2 (0)	5 (2)	1 (0)	4 (3)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	19 (7)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	配置転換があった	67 (23)	12 (0)	11 (1)	5 (0)	4 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	54 (22)	12 (2)	8 (4)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	転動をした	11 (3)	5 (0)	3 (0)	3 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (2)	10 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (3)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱を受けた	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (3)	3 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	自分の昇格・昇進があった	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	部下が減った	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	早期退職制度の対象となった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	186 (65)	17 (1)	88 (25)	12 (1)	7 (2)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	178 (76)	18 (3)	69 (29)	7 (0)	5 (3)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	
	上司とのトラブルがあった	320 (140)	20 (3)	22 (8)	4 (0)	32 (15)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	255 (116)	30 (3)	18 (4)	7 (0)	32 (15)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	
	同僚とのトラブルがあった	67 (38)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	69 (39)	2 (1)	2 (2)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	部下とのトラブルがあった	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (10)	2 (0)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	理解してくれていた人の異動があった	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	上司が替わった	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	64 (61)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	54 (51)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	
7 特別な出来事 注2		63 (20)	14 (1)	63 (20)	14 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	55 (18)	4 (0)	55 (18)	4 (0)	5 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	
8 その他 注3		76 (27)	14 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (5)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	94 (31)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	21 (6)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	
合計		1545 (605)	208 (14)	506 (160)	98 (4)	145 (59)	24 (3)	34 (6)	9 (0)	1461 (582)	199 (21)	465 (163)	76 (4)	151 (61)	20 (3)	30 (5)	7 (0)	

注1「具体的な出来事」は、平成23年12月26日発付1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

注2「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注3「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

注4 自殺は、未数を含む件数である。

注5 ()内は女性の件数で、内数である。

表3 脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
脳・心臓疾患	決定件数	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	専門業務型	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	精神障害	決定件数	0 (0)	0 (0)	1 (0)
専門業務型	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
うち支給決定件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
専門業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

注1 平成26～28年度は裁量労働制として法定要件を満たしていた事案を集計している。平成29、30年度分は、裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。

注2 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」として認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 ()内は、脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。